

令和9年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校及び義務教育学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは令和9年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

(1) 特色入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学校、学科又はコースの特性に応じて、高等学校長が定める出願要件を満たす者のうちから、特色入学者の選抜を実施することができる。

ア 募集人員

すべての学科又はコースにおいて募集定員の50パーセント以内とする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、県教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。

イ 出願期間

令和9年1月25日（月）及び1月26日（火）

受付時間は、令和9年1月25日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、1月26日（火）は午前9時から正午までとする。

ウ 実施期日

令和9年2月2日（火）

エ 検査内容

（ア）入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問を実施する。

（イ）学校、学科又はコースの特性により、学力検査、作文又は小論文、プレゼンテーション及び実技検査のいずれか一つ以上を選択して、実施する。

オ 選抜方法

合格者は、志望理由書、特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類、調査書（合計評定及び第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（以下「各教科」という。）の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、学力検査、作文又は小論文、プレゼンテーション、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができる。

カ 合格発表

令和9年2月9日（火）

(2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和9年2月15日（月）から2月17日（水）まで

受付時間は、令和9年2月15日（月）及び2月16日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、2月17日（水）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

令和9年3月4日（木）及び3月5日（金）。ただし、学力検査は、3月4日（木）とする。

なお、学力検査当日、インフルエンザ等の感染症の罹患等やむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を令和9年3月10日（水）に実施する。

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

a 実施教科

国語、数学、社会、理科及び英語の5教科の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできる。

b 検査時間等

国語、数学、社会及び理科は各50分間、英語は60分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

(a) 実施教科の配点は、各50点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点とすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とする。

(イ) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(ウ) 学校、学科又はコースの特性により、必要に応じて作文及び実技検査を実施することができる。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

オ 合格発表

令和9年3月15日（月）

カ 繰上合格

合格発表後に、入学辞退者があり、合格者人数が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格を決定することができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、特色入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に、入学確定者数が募集定員に満たない課程、学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和9年3月18日（木）及び3月19日（金）

受付時間は、令和9年3月18日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、3月19日（金）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

令和9年3月25日（木）

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(イ) 学校、学科又はコースの特性により、必要に応じて学力検査、作文及び実技検査を実施することができる。ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができる。

オ 合格発表

令和9年3月26日（金）

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 出願期間及び実施期日

出願期間は、令和9年2月19日（金）から3月29日（月）までとする。（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）なお、この期間のうち、各募集高等学校が定める期日を実施期日とする。

受付時間は、令和9年2月19日（金）から3月26日（金）までは午前9時から午後4時30分までとし、3月29日（月）は午前9時から正午までとする。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業生、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、県教育委員会が別に定める。

なお、感染症の感染拡大や自然災害等により、方針を変更する場合もある。